

は～とふる ＊ 日光

くわしくは 人権・男女共同参画課 男女共同参画推進係 ☎21-5148・FAX21-5105

「女性の活躍」に取り組む 事業者を紹介します

市は、平成21年度に「日光市男女共同参画推進条例」を施行し、市民と行政のパートナーシップのもと、「一人ひとりが輝ける男女共同参画社会」の構築を目指しています。

その取り組みの一環として、同年度から、男女共同参画事業者表彰を実施しています。今回は、令和元年度に表彰をされた3社を紹介します。



東武建設株式会社

男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取り組み

- ▶ 次世代の管理職育成のために、外部講師を利用した研修を男女の区別なく行い、後輩育成担当者に求められるスキルなどの習得を行っています。また、産業医によるメンタルヘルス研修や、パワハラ防止についての研修などを実施しています。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を支援するための取り組み

- ▶ 妊娠・出産を迎えた社員に対し、育児休業制度

などの周知と、取得意向の確認を書面で行い、制度の周知と利用につなげるための取り組みを行っています。

- ▶ 各部門などでノー残業デーを定め、余暇時間の確保推進に取り組んでいます。

女性労働者の活躍促進に関する取り組み

- ▶ 女性活躍推進法に基づく行動計画に、女性管理職および技術者の登用目標を定めています。今年度は女性管理職を1名選出しており、技術者職についても、配置や新規採用などを進めています。
- ▶ 女性を現場に配置することに伴い、現場の環境整備も併せて行っています。

その他、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取り組み

- ▶ メンタルケアの支援として、ストレスチェックを主軸とした高ストレス者の把握と面談などの制度を整えています。



**アクサ生命保険株式会社宇都宮支社
鹿沼営業所 日光オフィス**



特定非営利活動法人ウエーブ

子育て環境づくりにおいて特に配慮した取り組み

- ▶ 社員の福利厚生制度の充実
- ▶ 中学校就学前の子または孫を養育する場合、もしくは孫の養育を補助する場合、希望により1日6時間に就業時間を短縮できる、育児・育孫短時間勤務を利用できます(給与の減額なし)。
- ▶ 病気やけがをした中学校就学前の子・孫の看護をする場合、または子・孫に予防接種・健康診断を受けさせる場合、1年度あたり5営業日の看護休暇(子・孫が2人以上の場合、10営業日の休暇)を取得できます。
- ▶ 産前産後休暇を産前6週・産後8週まで取得できます。
- ▶ 子が満1歳まで、または状況により満2歳まで育児休業を取得できます。
- ▶ 入社初年度から、2年目以降ともに有給休暇を年間20日間付与しています。
- ▶ 同居の小学校就学前の子がいる場合、入社2カ月目と7カ月目におおの5万円(子が2人以上の場合は10万円)の育児手当を支給します。
- ▶ 妊婦の時差出勤制度を利用し、始業30分繰り下げ・終業30分繰り上げの時差出勤ができます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を支援するための取り組み

- ▶ 職員の状況を把握するため、定期的にミーティングなどを実施して、休暇が取りやすい環境づくりに努めています。
- ▶ ボランティア休暇を設けており、ボランティアフェスタなどのイベント実行委員会に出席する場合に利用できます。

女性労働者の活躍促進に関する取り組み

- ▶ 介護員としての資質向上を図るため、県・市で行う研修に対して、対象者に直接声掛けなどを行い、研修への参加促進に努めています。また、参加したヘルパーが講師となり研修会を開催したり、定期的に発行する会報に研修内容を掲載したりして、情報の共有を行っています。
- ▶ 市で実施するキャリア・マネジメント研修などへの参加を促し、女性の人材育成に取り組んでいます。
- ▶ 各事業の責任者に適した人物を男女の区別なく管理者にできるよう、検討会で調整を行い、配属をしています。

《男女が共に働きやすい職場》を表彰します

市内で男女共同参画の推進に取り組む事業者や団体などを表彰します。

該当者は「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」での表彰の他、市ホームページなどで紹介します。

- 該当する内容**
- ▶ 男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取り組みを行っている
 - ▶ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を支援するための取り組みを行っている
 - ▶ 女性労働者の活躍促進に関する取り組みを行っている
 - ▶ その他、男女共同参画を推進するような取り組みを行っている
- 具体的には**
- ▶ 女性の採用、登用および職域拡大に取り組んでいる
 - ▶ 育児、介護のための休暇などを取りやすい環境づくりをしている
 - ▶ 女性の人材育成に積極的に取り組んでいる
 - ▶ ノー残業デーの実施、特別休暇や有給休暇取得促進の取り組みを積極的に行っている
- …など、さまざまな取り組みを、表彰の審査対象にしています

応募方法 人権・男女共同参画課へ「応募・推薦用紙」を持参または郵送、もしくは電話で申し込み

※「応募・推薦用紙」は人権・男女共同参画課で配布の他、市ホームページからもダウンロードできます

応募締切 10月30日(金)まで(締切後の申込みは、翌年度の表彰対象になります)